

多津美中学校 生活指導についての確認事項

【(1)登下校の時間について】

- 登校時刻 朝8:25までに登校し、教室に入り着席。8:30から「朝の会」が始まります。チャイムが鳴り終わって教室に入っていない者は遅刻とする。
- 下校時刻 部活動や委員会等、何もない生徒は原則16時45分までに下校させる。
部活動のある生徒は、最終下校時刻に従って下校する。
※季節ごとの日没時間によって最終下校時刻が変わる。

【(2)通学について】

- 徒歩通学を原則とします。
ただし、自転車通学区域で、自転車通学を希望する生徒は、『自転車使用許可願』を提出し、許可を受けて自転車通学をすることができる。
- 登下校の時は原則、もっとも安全で最短とされる通学路を通るように指導する。
 - ・部活動を終えて下校する際、**10月から3月までの間は、必ず夜行タスキ**を必ず着用させる。
忘れた場合は、部活動の顧問から夜行タスキを借し出す。(年度初めに各部に配布されるものを使用する。)
- グラウンドから北運動場(テニスコート)への通路は、通学路ではないので、校門から登下校する。
ただし、ソフトテニス部は部活動が始まる前に自転車ごとテニスコートに移動し活動をおこない、そのままテニスコートから下校することができる。
- 通学カバンは、原則、背負うか自転車の荷台にくくりつける。自転車の前カゴに入れるのは禁止。
- ナップ(サブバッグ)以外の手提げなど(部活動指定のものは除く)は、原則として持って来ない。

【(3)学校生活の中について】

- 給食時間は、13:00までに生徒を教室へ入る。また、13:20までは教室から出ないようにする。
- 帰りの会の終了時刻のチャイムが鳴り終わるまでは、教室から出ないようにする。

【(4)服装について】

●Aタイプ制服(後ろページの図を参照)

冬服は、既定のブレザー&スラックス・白長袖カッターシャツ(またはポロシャツ)・ネクタイ
夏服は、既定のスラックス・白半袖または白長袖カッターシャツ、既定の白半袖ポロシャツ

●Bタイプ制服(後ろページの図を参照)

冬服は、既定のブレザー&スカート(スラックス)・白長袖カッターブラウス(またはポロシャツ)・リボンまたは、ネクタイ
夏服は、既定のスカート(スラックス)・白半袖または白長袖カッターブラウス・既定の白半袖ポロシャツ

- スカートの丈については、膝がかくれる程度の長さとする。極端に短い丈のものや長い丈のものは原則禁止とする。スカートを切る等のデザインを重視した変形加工がされたもの、先輩や知り合いから譲り受ける等で、身の丈に合っていない長さのスカートなどの着用は認めない。

- Aタイプ、Bタイプともに、ブレザー着用時にシャツ・ブラウスを着用する場合は、必ずネクタイ・リボンをつける。

○集会時の服装について・・・原則、上着の着用は気温、体調に応じて対応させる。

ただし、入学式と卒業式については、より特別な式典としての心構えのもと、上着、カッターシャツ、ブラウスシャツ(リボン、ネクタイを含む)を必ず着用しなければならない。また、上着の中にポロシャツは着用できない。

○靴下は白色で、華美ではないものとする。目立たない大きさのワンポイントまでは可とする。

長さはくるぶしがかくれるものとする。ただし、汚れ防止用のつま先・かかと・足底に色付きの靴下の着用は可能。

○スラックス着用時のベルトについては、黒、紺、濃い茶の色を使用することとする。

○靴については、白を基調としたひも靴の運動靴、またはスニーカーとし、体育の授業時の運動に適した靴とします。ブランドのロゴ、マーク等に色がついているもの、かかと部分の色やライン等が入っているものは原則禁止とする。(事例として、体育大会時の減点や注意の対象となる。)

○冬季は防寒用にブレザーの下にベスト、カーディガン、トレーナーの着用が可能。

色は、黒、紺、グレー、茶、白とし、無地とする。またフード付きパーカーの着用は不可とする。

○冬季は防寒用にタイツ(ストッキング)を着用することができる。色は肌色とする。

○冬季は登下校時に防寒用として、制服の上にウインドブレーカーを着用することができる。

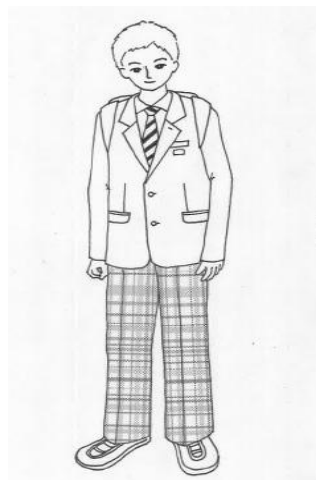
ただし、購買で販売している学校規定の物、または各部活動で注文をし着用する物に限る。
個人で購入した物は着用できない。

○冬季は、登下校時に防寒用として手袋・マフラー(スヌードも可)・ネックウォーマーの使用を許可する。華美なものや高価な物は禁止。また、ニット帽の着用は不可。

○授業中など、ひざ掛けを使用することはできない。

○放課後の再登校(忘れ物、提出物など)や休日に部活動以外で学校に来る場合は、原則、制服もしくは、体操服とする。

【 Aタイプ 】



【 Bタイプ 】



【(5)頭髪について】

誰からも好感がもたれるような中学生らしく清潔感のある髪型にし、故意に手を加えたりすることのないようにすることとする。極端な刈込みやツーブロック、モヒカン等の奇抜な髪型・脱色・染色・パーマは禁止とする。

《 留意点として 》

- 髪が目にかからない(眉が見える)長さにし、授業時の学習がスムーズに行えるようにすること。
毛先が目に入ることによる視力低下を防ぐなど、健康面に心がける。
- 安全面に考慮し、ヘルメットや体育の授業時の体操帽子の着用に支障がないようにすること。
 - ※ 髪が長い場合は、耳より下の高さで、束ねて整えること。その際のゴムは華美でない色(黒・紺・茶など)とする。
 - ※ 編み込みや耳より高い位置で結ぶポニーテール、前髪をまとめて結び上げ、ピンで留めるなどは不可。また、デザインを重視したワックス・ジェル等を用いた華美な髪形は原則禁止。
 - ※ ヘアピンを使う場合は、黒、茶など目立たない色とし、Uピン(アメピン)または、標準サイズのカッチン留めとする。サイズの大きい物、または色付き(シルバー・ゴールド等)のカッチン留めの使用、必要以上のピンの複数使用などは不可とする。

【 服装・頭髪の基準の設定について 】

服装・頭髪についての規定は、令和5年度の新制服の決定に伴い、当時の多津美中学校生徒会を中心に【 校則検討委員会 】を立ち上げ、全校生徒で実施したアンケート調査をもとに、①靴の色、②靴下の色、③頭髪 について、検討・見直しを行い決定されたものになります。その際、「高校入試の時にふさわしい服装、身なり」が大切であるとの考え方が、多津美中学校の生徒たちの中心的意見となっていました。この規定にのっとり指導をすることと決まりましたので、よろしくお願いいたします。